

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は流入水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	48,585,553
近江八幡市	33,827,484
草津市	55,964,587
守山市	36,231,888
栗東市	38,097,375
甲賀市	44,937,491
野洲市	33,993,305
湖南市	37,185,360
東近江市	59,115,187
日野町	13,390,045
竜王町	13,224,225
計	414,552,500

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	26,932,100

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	176,427,166
長浜市	196,245,013
東近江市	30,774,054
米原市	54,297,676
愛荘町	42,267,330
豊郷町	11,493,277
甲良町	12,782,242
多賀町	12,782,242
計	537,069,000

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	59,176,143
栗東市	53,971,357
計	113,147,500

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	34,045,000

4処理区合計 1,125,746,100 円

3. 根拠法

下水道法  
(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成24年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
大津市	83,821,300	△ 8,303,647	75,517,653
彦根市	145,886,850	30,540,316	176,427,166
長浜市	162,274,140	33,970,873	196,245,013
近江八幡市	33,741,600	85,884	33,827,484
草津市	55,822,500	142,087	55,964,587
守山市	101,780,584	△ 6,372,553	95,408,031
栗東市	97,867,966	△ 5,799,234	92,068,732
甲賀市	44,823,400	114,091	44,937,491
野洲市	33,907,000	86,305	33,993,305
湖南市	37,090,950	94,410	37,185,360
高島市	33,935,500	109,500	34,045,000
東近江市	84,412,030	5,477,211	89,889,241
米原市	44,898,510	9,399,166	54,297,676
日野町	13,356,050	33,995	13,390,045
竜王町	13,190,650	33,575	13,224,225
愛荘町	34,950,670	7,316,660	42,267,330
豊郷町	9,503,740	1,989,537	11,493,277
甲良町	10,569,580	2,212,662	12,782,242
多賀町	10,569,580	2,212,662	12,782,242
計	1,052,402,600	73,343,500	1,125,746,100

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参 考)

平成24年10月12日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第149号）」の金額をあらためようとするものである。